

電波利用料制度に関する専門調査会 公開ヒアリング説明資料

2010年5月17日
西日本電信電話株式会社

1. 電波利用料の用途及び予算規模について

- ユビキタスネット社会の実現に向け、電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点及び、電波技術に関する国際競争力確保の観点から、以下のような電波利用料の用途を要望いたします。

- ・ 電波技術に関する基礎的研究の充実強化

- ・ 今後、新たな市場拡大が予想される分野の研究開発、普及支援 等

- 電波利用料の用途をより一層明確化すると共に、実施内容の更なる効率化及び、新たな電波利用の技術進歩を踏まえることにより、予算規模の適正化を図り、且つ利用者・事業者にとって、様々な分野での電波の利用拡大が実現できることを要望いたします。

2. 電波利用料の料額について

- 弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律(第3条)」により、山間地や離島などへ電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。

更に、「災害対策基本法(第2条)」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。

このため、採算の難しい山間地や離島などのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。

これらの無線局については、公共性の高い用途であることから、現状の電波利用料減免措置の適用拡大を含めた値下げを要望いたします。